

経済産業省

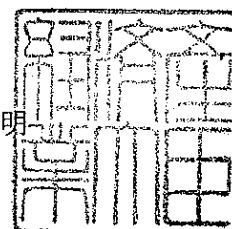
平成19・01・26産第6号

平成19年2月1日

計量行政審議会

会長 正野 寛治 殿

経済産業大臣 甘利 明



計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第2号及び第3号の規定に基づき、次のとおり諮問します。

同法第134条第2項による特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるもの（以下「特定副標準器」という。）の指定及び同法第134条第3項の規定による特定標準器及び特定副標準器の指定の取消し並びに同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、別紙のとおりとすることいかん。

指定等の内容

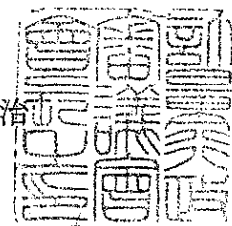
1. 光（分布温度）
 - (1) 特定副標準器の指定
 - (2) 特定標準器及び特定副標準器の指定の取消し
2. 電圧（低周波） 校正等の実施（範囲の拡大）

経済産業省

19計行第1号
平成19年2月1日

計量行政審議会計量標準部会
部会長 今井 秀孝 殿

計量行政審議会会長 正野 寛治



計量法第134条第2項による特定標準器に代わり得るものとして計量器の校正に用いることが適当であると認めるものの指定等について（付託）

上記の件について、経済産業大臣から下記の内容に係る諮問があったので、調査審議してください。

記

1. 光（分布温度）
 - (1) 特定副標準器の指定
 - (2) 特定標準器及び特定副標準器の指定の取消し
2. 電圧（低周波） 校正等の実施（範囲の拡大）

経済産業省

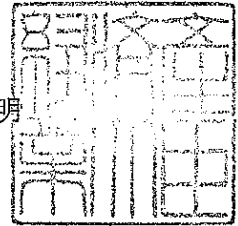
平成19・02・07産第11号

平成19年2月9日

計量行政審議会

会長 正野 寛治 殿

経済産業大臣 甘利 明



計量行政審議会に対する諮問について

貴審議会に対し、計量法第157条第3号の規定に基づき、次のとおり諮問
します。

同法第135条第1項の規定による特定標準器による校正等の実施について、
別紙のとおりとすることいかん。

内容

標準物質（濃度） 標準物質の値付けの実施（範囲の拡大）

経済産業省

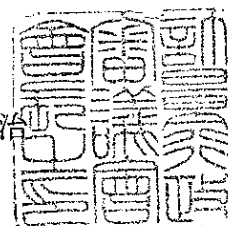
19計行第3号

平成19年2月13日

計量行政審議会計量標準部会

部会長 今井 秀孝 殿

計量行政審議会会長 正野 寛治



計量法第135条第1項による特定標準器による校正等の実施について（付託）

上記の件について、経済産業大臣から下記の内容に係る諮問があったので、調査審議してください。

記

標準物質（濃度） 標準物質の値付けの実施（範囲の拡大）